

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷九十第

行發日一月十年三十正大

論叢

獨占の本質……………文學博士 高田 保馬

地租の不公平可能……………法學博士 神戶 正雄

道徳統計論概説……………法學博士 財部 靜治

フイアカントの社會學論……………文學博士 米田庄太郎

世界の貨幣交通……………法學士 作田 莊一

時論

營業稅廢止論を評す……………法學博士 小川郷太郎

說苑

機械と勞賃との相互關係……………經濟學士 山本 勝市

に就てのマルクスの見解……………經濟學士 山本 勝市

丁抹の小農地設定事業……………法學博士 河田 嗣郎

雜錄

配偶の有無と死亡率……………經濟學士 岡崎 文規

爲替の安定か價格の安定か……………經濟學士 谷口 吉彦

諸國の自作農創定事業 (四)

河田 嗣 郎

第四 丁抹の小農地設定事業

農業國としての丁抹は歐洲諸國中に在つても種々の點に於て特色を發揮して居るものである。土地を所有せざる農村の無産者に對して自作小農地を得せしめん爲めに施設を爲すことに於ても、丁抹は實に諸國に率先して居る。即ち十八世紀の後半既に之に關する規定を設け小農地の増設を圖つたのである。當時其の事業は十分なる効果を奏し得ないで一時停頓の形であつたが十九世紀の末葉特に一八八〇年代に於ては、農民離村の傾向著しく、農業労働者の缺乏を見るに至つた爲めに、農民を農村に留まらしむる道としても、自作小農地の設定が必要と感ぜらるゝることとなり、之に關する調査委員が設けられ、終に一八九九年に於て農業労働者の爲めにする小農地設定に關する法律が發布さるゝに至つた。この法律は一九〇四年及び一九〇九年に改正せられ、一九一七年には又一新法の制定を見るに至り、其後も多少づゝ幾多の改正を見たのである。

斯くて同國の小農地設定事業は、一八九九年の法律を以て本舞臺に入り事業の基礎は確定せら

れたわけだが、茲には同法を基として之が改正の行はれたる一九〇九年の法律に就いて、事業の組織方法等を窮つて見ることにする。

一 一九〇九年の法律による小農地設定事業

一九〇九年の法律は同年四月三十日に公布されたものであつて、先づ農地の設定を行ひ其の管理に參與せしむる爲めに、各府縣に委員會を設くべきものと定めた。(第一條)その委員會は三人の委員を以て組織し、内一名は農務大臣これを任命し他の二名は當該地方團體又は町村會の代表者に依て選舉せらるべきものとする。委員の任期は六ケ年である。そして委員會に要する費用は國庫が之を負擔することに定めた。(同條)

然らばこの委員會の管理の下に行はるべき小農地設定事業はといふに、先づ法律は自作農民たらん爲めに該法の定めたる利益を受くるを得べき者の資格を定めて居る。即ち第二條に於て「男子又は未婚の女子にして一定期間の雇傭たる日傭労働たるを問はず他人の爲めに爲す園藝作業をも包含する普通の農業労働に依りて自己の生計費を得つゝある者なるとき又は本法に定むると同一面積の農地を占有するか若くは曾て占有したる者は本法の利益を受くる権利を有す」と規定して居るのである。然るに尙ほ法律は該法に依て規定せられたる條件に基く農地を得んが爲め

には、申請者はイ本國人又は歸化し得る權利を有する者であつて、(ロ)滿二十五歳以上たり然かも原則として五十歳を超えざる者たること、(ハ)滿十八歳以後少くとも四箇年間農業勞働に依りて自己の生計費を得つゝある者たること、(ニ)本人を熟知し信用ある者二人より證明書を提出すること、(ホ)本人が其小農地を取得し得る爲めに本法に規定せる財産を有し然かも自己の所有する財源にのみ依つては本法に規定せるが如き農地の所有者となり得ざる者たること、其他寺區の公の救濟を受けず又犯罪等の無き者たることを必要とするものとした。(第三條)

自作農地たるべき土地の面積は、農務大臣の同意ある場合の外一ヘクタールを下ることを得ざるものとする。(第四條)謂ふ迄もなく此の限定は、如何に小農といへども一ヘクタール以下の小面積を以てしては一家を支ふるに足る収入を得べからず、斯かる過小農地を設定するは却へて農家の困難を増すに過ぎざるを以てである。そして又前述の如き資格上の制限が自作農地の申請者に對して置かれたるは、自作農創定事業の成功するに否とは、結局之れに當る農民が勤勉誠實の者にして克く農業勞働に堪え其の事業を經營するに足る素質と技能とを有するや否やに依つて定まるものたること、經驗に徹して明かなる所なるを以てある。そして此點については、丁抹はよき經驗を有するのである。

即ち丁抹の農業狀態を視察したる英國ハガード氏の記す所に依るも、小農にして成功せる者は

約半数に及び、三分の一は成功に近く殘餘の者は失敗に歸し、然かもその成否は之に従事する人々の人物の如何に依つて定まるとせられてある。そして之れ實に自ら小農民として親しく其の事業に携はれる一農民の體驗より得られたる意見を傳ふるものとして記述せられて居るのである。¹⁾

次に申請者が小農地を選択したるときは町村會を經由して府縣委員會の委員長に申請書を提出するを要し、その申請書には小農地の概様、面積、位置及購買價格に關する記載を爲すべきものとし、且つ申請者が未だ家屋を所有せざる者なるときは、必要な家屋建築の設計、建築費の見積價格に關する記載を爲すを要し、又有生資本及び無生資本の見積價格等に關する記載をも包含するを要する。そして當該小農地の價格は六千五百クローネ以下たるべきものとし、たゞその地方の價格が特別に高き場合に於てのみ之を越ゆるを得るものとするが、如何なる場合に於ても八千クローネを越ゆべからざるものとせられた。(第七條)此の價格の限定も自作農創定事業に於ては是非必要の規定たること絮説を待たぬ所だが、その金額の具體的限定に至つては、地價一般の變動に依て固より時々變更せらるべきものとす。

申請者にして本法の規定に従つて小農地を取得せんとするも、所有者との合意に依て購買し得る土地を自ら選定することの出来ない場合には、申請者は町村會に之を請求することを得る。此の場合には町村會は正常なる條件を以てする私人よりの土地の提供を受けるやうに之に必要な計

1) 帝國農會編『各國の自作農創定に關する施設』八九及九一頁

畫をせなければならぬ。然しその努力に拘らず適當の地を得ざる場合に其の町村内に以上の目的に適する公有地が存在するならば、申請者をして正當な價格を以て之を購入せしむべく關係官廳と交渉を爲しその結果を申請者に報告するものとする。そして其の讓渡に關する契約成立するに於ては、官廳、公共機關又は教會の所有する土地は其の價格の一部を年賦支拂として殘す方法に依つて讓渡せられるのである。(第六條)即ち此の規定に依れば、農地の購入に關して個人間に契約成立し得ざる場合には府縣委員會は土地を自ら契約により購入して申請者に賣與へたり、又は公用徴收的に強制購買したりする權能は有たぬけれど、其代り町村會が中に立ちて申請者の爲めに其の希望する農地を購入するを得るやう斡旋の勞を取ることになつて居るのである。然しそはたゞ居中斡旋に過ぎざるを注意せなければならぬ。

そこで又立歸つて私人間の合意に依り小農地賣買の契約が出来、土地を選定して購買者が購買代金の貸付を申請し來るに於ては、その申請書を受理したる委員會は、申請者の人物、農地の面積、價格其他に關する前掲諸條件の具備するや否や等につき審査して、之が許否を決定するのである。許否共に申請人に通信せられるが、不許可の場合にはその理由も併せ通知せらるゝものとする。(第八條)

斯くて委員會に於て、申請者は土地取得の目的の爲めに國庫より貸付を受くる資格を有し、農

地家屋等に關する法律上の所要諸條件が具備されたるものなるを認め、その宣言に依り農務大臣に證明せられたるときは、申請者は府縣委員會を経て、土地賣買價格の十分の九に相當する貸付金を國庫より現金にて支拂はれんことを請求するを得る。然し國庫の貸付金は土地の購買代金及建築費に相當する金額又は申請者の所有する建物の見積價格を超ゆるを得ざるものとする。(第九條) 丁抹の法律が斯くの如く農地代金の十分の九まで貸付を請求するを得るものとした點は、他國の貸付金歩合に比しよほど寛大なるを注意せなければならぬ。即ち他の多くの國々に在つては、自作農地を購買せんとする者は大抵その價格の四分之一は之を自辨すべきものとなつて居る。兩者何れを可とするかは容易に斷定し難いが、丁抹の如く貸付金額歩合の大なるは、申請者に取つては土地取得の際非常に便利なるに相違なけれど、其代り之を年賦償還するに就いては、其の負擔の重きを免れぬ。這間の利害については、此種事業の行はるゝに當つて、立法上十分なる考慮の拂はれざる可らざる所たるを失はない。

右貸付金、詳言すれば建物、有生資本、無生資本及其他を包含する農地を擔保と爲したる國庫貸付金に對しては、年三分の利子を支拂ふべきものとし、元本の償却は最初の五年間は之を据置くとす、其後は利子の支拂及貸付金の五分の二に對する年四分の割合の年賦償還を爲すべきものとする。そして此の貸付金は、土地が其の許可せられたる目的に従て自作農地として維持せらる

る限りは、之が期前償還を請求するを得ざることに定められたのである。(第十條)貸付金に對する利子の低歩なること、貸付の解約告知權を債權者側に與へざること、は、良く農業貸付の原則に叶へるものと謂ふべきである。

貸付を受けたる農民は、貸付金の元利償還は之を半期毎に行ふを原則とするのだが、四半期毎により以上多額の賦拂償還を爲さんとする場合には、その金額五十クローネを下らざる限り許可せらるゝ。(第十四條)

總べて此等の貸付を行ふ爲めには、法律公布後五ヶ年間政府は毎年四百萬クローネを超へざる金額を支出することとし、その金額は各府縣委員會に於て受理したる貸付申請に比例して各會計年度に於て各府縣に分配せられるのである。(第十一條)そして最初に拂戻を爲すべき貸付金は國庫基金より之を支出し、貸付金の他の部分は一時國庫より支出すれど、大藏大臣は丁抹國抵當銀行との間に利率を協定して之を讓渡するの權利を有する。(同條第三項)つまり貸付は國庫と抵當銀行との分擔で之を行ふものとし、前者はその四〇%を後者はその六〇%を引受けるのである。

以上の規定に従つて讓渡せられたる農地を所有する者は、其の農地に對して將來規定せらるべき制限及本法に規定せられたる特權に従つて完全なる所有權を行使する權利を有するものと定め

られたが、その所有者は本法に依て取得したる土地を他人に譲渡したるときは、再び本法の利益を享受するを得ざるものとせられた。(第十六條)又所有者が其地の一部を貸したり、又は他人に貸す目的で家屋を其上に建築して其の農地を去る場合には、償還未済の負債は、その全部につき之を即時に辨済すべき義務を負ふものとせられた。(第十七條)

法律上の處分に關する此等の制限は、創定せられたる自作農地に就いては常に必要とせらるゝ所のものであるが、尙ほ法律は、その農地の利用狀態に關しても、實質的に之を監督するに適する規定を設けた。即ち第十八條に於て、保有地は普通農業の目的に使用し必要なる有生及無生資本を常時保有し、且建築物は適當に之を維持するを要すと定め、更に所有者は府縣委員會に對し右の義務が履行せられたるや否やを確むる爲めに、その保有地に立入るを許容するの義務を負ふものとし、此目的の爲めに保有地は委員の一人又は數人に依つて検査せられ、その検査は少くとも三年毎に行はるべきものとする。そして若し保有地又はその管理の方法に於て重大なる缺陷あることが發見せられたる場合には、所有者は、委員會の指定したる期限内に之を改善するを要とせられ、萬一所有者がこの命令に従はざるときは、委員會は其旨を農務大臣に出訴すべきものとし、大臣は抵當權證書に記載せられたる規定に従つて執るべき處分を裁決するものとせられた。尙又法律は次條に於て、所有者は農地に屬する建物、有生及無生資本其他の附屬物に對し全

額の火災保険を附すべき義務を負ふものと定め、委員會はその義務が履行されたるや否やを確むべきものとした。更に又次條に於ては、保有地の分割、他地との合併又は交換は農務大臣の特許あるにあらざれば、之を爲すことを得ずとし、その許可は申請が村會に依て承認せられたる場合に與へらるゝものと定めた。そして法律は其の分割交換等の許可の與へらるべき場合を一々限定したのである。

次に保有地の讓渡に關しては、所有者がその生存中に讓渡する場合には、その購買者は、法律が自作農地購買の爲めに貸付の申請をなすに就き前に掲げたるが如く其の資格を定めたる資格條件を具備する場合に限り、國庫に對する義務に關して賣却者に代位するを得るものとした。(第二十一條)然し所有者が保有地を子又は養子若くは孫に讓渡せんとする場合は、頗るその條件を緩和したのである。そして此等の條件を備へざる者に對する讓渡は國庫に對する負債が同時に償却されたる場合に於てのみ許可せられるに過ぎぬ。(同條第二項)

所有者が死亡したる場合に於ては、其の未亡人が保有地所有者として存在するときは、國庫に對する關係に於て夫に代るべきものとし、未亡人が再婚する場合については、條件を定めてその關係の繼續を規定した。(第二十二條)其他相續の場合に關しては法律は色々の點につき規定を設けたのである。

最後に國庫が保有地を差押へたる後之を賣却せんとする場合に關しては、その處分は本法に規定したる制限に従ふことなくして自由に其の賣却を行ふを得るものとす、その場合に如何なる義務が保有地に對し殘存するかは大藏大臣之を定むべきものとす。(第二十五條)²⁾

總べて斯くの如くにして、一九〇九年の法律は丁抹に於ける小農地創定事業に關して其規定を爲したのであるが、その事業の行はるべき組織方法等に關しては、前に英蘭や愛蘭の同事業について述べたる所と、あまり著しき差異はない。そして丁抹に於ける一九〇九年法の規定する所につき、その特色と思はるゝ點は、右諸所に之を指摘したる所のもの以外、あまり大いなる特徴の認むべきものはない。そして府縣の委員會の如きも、土地を自ら買取りて之を小農民に賣渡したり又は小作に附したりする權能は認められず、購買地の價格の決定等についても積極的な決定權を有することなく、その管掌する所は、小農地購入希望者の申請を受けて購入代金の貸付の許否を決定しその決定に必要な調査を爲し、又小農地として購入せられたる土地の管理状態等についてその實地監督を爲すを以て主とするに過ぎぬのである。そして小農地の希望者が私人との契約に依つて適當の農地を得る能はざる場合に於ては、當人が之を町村會に申請すれば、町村會が適當の地を得せしむる爲めに斡旋の勞を取ることになつて居る。然しそれも前に述べたやうに唯

2) 以上法文はすべて農務局編『諸外國に於ける小農地設定に關する法律』第一卷所載に據る

だ居中斡旋たるに過ぎぬのである。又國庫が小農地の貸付の爲めに支出する資金の如きも、其額比較的僅少なりと謂はねばならぬ。之は固より同國の國情特に財力にもよることだが、要するに一九〇九年の法律に依て定められたる小農地制定事業は、まだあまり十分に踏込むで力瘤を入れただものではなかつたのである。丁抹と英吉利とを直ちに其儘に對照比較することは均衡を得ないけれど、該事業の規模方法等に於て、前者が後者に譲る所の一步や二歩にあらざるは、容易に之を窺ひ得られる。

現今我國に於て計畫せられつゝある所のものは、先づこの丁抹法を目標とする位の程度のもので見て大過ないであらう。然し其所まで漕付けけるには、我國の事情は尙ほ前途に幾多の曲折を経なければならぬことであらう。

二 一九一七年法と一九一九年の諸法律

右一九〇九年の法律は其後多少づゝ修正せられ、一九一七年六月二十二日に至つて改正法の公布を見ることゝなつた。然し改正法はその内容に於ては、一九〇九年法とあまり著しき相違なく、事業の實質に關しては、從來の方針と組織と方法とが踏襲せらるゝのであるが、法文としては大分改正せられた所がある。

改正諸點中に在つて事業の内容に觸れ且つ金錢上に於ける價格制限や利子負擔等に關係あるものとしては、先づ小耕作地たるべき土地の價格を従前は格別に地價高き地方にあらざれば最高六千五百クローネを越ゆべからず但如何なる場合に於ても八千クローネを越ゆべからずとしたるを、各一萬クローネ及一萬二千クローネに上ばしたること(第七條)これである。次には貸付金の利子歩合を年三分より四分に引上げ、五ヶ年後に於ける償還歩合をも年四分より五分に引上げたることである。(第十條)そして又小農地に對する貸付金の總額を最高四百萬クローネより五百萬クローネに上ばし、且つその各縣に對する分配に關しては、右金額の四分一は各縣中採擇し得べき請求の總額が其の割當金額に超へたるものに對して、平等に分配すべく、又殘額は各縣の受けたる請求の額に比例して之を分配するものとした。(第十一條)然しすべて此等の改正は、ただ時の事情の變化に應じ、一般物價の騰貴市場利子歩合の引上等に促されて行はれたるに過ぎぬ。事業の本筋を動かせるものではない。

次に又貸付金の償還につき、一九〇九年法は半期拂を原則とし債務者四期拂に依りより以上の償還を希望する場合には其額五十クローネを下らざる限り之を許すべきものとせるを、新法は半期拂を原則とし債務者之を希望するに於ては、たゞ償却金の増額を許可することを得るものとするのみ改正し、その金額五十クローネ以上なるときはその許可を與ふるを要すとした。(第十四

3) 諸外國に於ける小農地設定に關する法律第一卷六二頁及第二卷九六頁

4) 同書第一卷九五頁、第二卷一〇二頁

5) 同書第一卷九八頁、第二卷一〇五頁

條)

この改正亦些々たる改正に過ぎないのであつて、要するに一九一七年法はその骨子に於て一九〇九年法と異なる所がないのである。然るに丁抹では此の改正以外一九一九年十月四日には農業日傭人の爲にする、小教區地賣却に關する法律を設け、又同日公有地の賣却條件に關する法律を公布し、併せて又封土世襲領及信託世襲地を自由地に移す法律を布いた。此等の諸法律は何れも小耕作地の設定に資する所あるもので、併せ茲に觀察する必要がある。

先づ農業日傭人の爲にする小教區地賣却に關する法律について見れば、その第一條は次の如く定めて居る。『小教區に屬する土地にして其の性質又は位置により農業に利用せられ得べきものは本法の規定に依り農業日傭人に充つる農地の設定に對する可能性の多寡に應じて收用さるべきものとす。右土地が住宅建設又は菜園設定の目的に利用せらるゝ限り同一條件にて之を收用することを得』。

即ち小數區所有の土地を收用して小農地と爲さんとするものであつて、若し『土地賣却の結果不必要となりたる建物を取壊し又は農業用に供する爲めの再建築に要する費用が取壊したる物の賣却にて償ふことを得ざる場合に於ては、其の費用は國庫に依りて支拂はるゝことを要す』(第二條)とせられてある。

そして賣却せらるべき小教區の土地を該法に據て一口取得せんとする者は次の條件を具備するを要す。(一) 下院議員選舉に關する憲法上の條件を満すこと、(二) 年齢五十歳以上たらざること、(三) 市町村役場より自己が着實正直にして且小耕地を管理する能力を有する事實を確かむる證明書を取得すること、(四) 一農作地を設定するに必要な資力を有し且小農作に必要な土地設定(請求したる土地を加へて)に要する面積以上の土地を有せざること等である。(第四條)即ち前に示したる一九〇九年及一九一七年の小農地法に掲げらるゝ資格と略ぼ同一様なる資格が必要とせらるゝ次第である。

そして土地の賣買代金は各個の土地に付き、若し其の土地が中等の廣さの農場に屬するものごせば、經驗ある買主の之に對して支拂ふべき代金を標準として之を定むるものとし、その決定は評價委員會に依て行はしむる。併しその代金は現金拂たるを要せず、年賦支拂の方法によらしむるのである。たゞ土地の代金以外土地の分割播植の賠償等の爲めに必要な費用は之を現金にて支辨せしむる。(第五條)

然らばその代金年賦額はといふに、土地評價額の四分五厘とし、半期拂込の方法による。そしてその拂込は評價の日より少くとも三ヶ月以後に於て最初の拂込を爲すべきものとする。此の賣買代金及年賦金等の債務に對しては、小教區は其の支拂の擔保として當該地、建築物、附屬物、

附屬家畜、耕作地、收穫物及此等に對する保險金の上に優先權を有す。尙又本法により購入者の負擔する一切の負債は之を差押ふるを得。更には又國庫は半期拂込金の支拂を擔保するを要する
ことになつて居る。(第六條及七條)

然るに一方購入者は其の土地の讓渡を受くるために國庫の前貸金を受くる權利を有し、その前貸金は此種の設定に必要な費用の十分の九に相當する額たるべきものとせられた。そしてその最高額は農務大臣が兩院の財政委員會と交渉の上現價についての統計局の報告に基いて毎年之を定むるものとする。尙又農務大臣は本法施行後二年内に議會の財政委員會と協議の上(一)定められたる歩合を維持すべきか又は新歩合を定むべきか及其歩合を維持すべき期間(二)貸付金附與の際歩合計算の基準となれる最高額を越ゆる金額に對しては如何程の歩合を定むべきか、最初の三年間は何等償還の要なし、其後に於ては貸付金を受けたる者は、各支拂毎に残る未拂元金を全部償還するに至るまで其の負擔する歩合の外前貸金元本額の一部に當る金額を該貸金の全部償却を終る迄年々拂込むことを要する等の點につき、決定すべきものとする。(第八條)

要するに斯くの如くにして小教區の所有地は分割處分され農業勞働者の爲めに小農地として設定さるゝのである。洵に之れ土地を教會の如き死手の所有より解放して、實際に自ら耕作使用する者の手に移し、一面には之に依て土地の利用狀態を良くすると同時に、一面には又土地を有せ

6) 以上條文は前掲書第二卷所載のものに據る

ざる農村の住民に小農地を所有せしめんとするものたるに外ならぬ。小農地設定事業として補充的の意義を有する事業たるを失はない。歐洲諸國の如く寺領の多き所に在つては、必要な事業である。

次に公有地の賣却條件に關する法律なるものを見るに、その第一條及第二條の規定によれば『土地の性質上又はその位置上單に農作にのみ利用され得べき公有地は本法の定むる條件にて之を賣却することを得該地所が建物の建築又は菜園の設定に利用され得るものなるときは同一條件にて之を賣却することを得』『該地所は出來得る限り他人の助を藉らずして一家族を養ふに足る面積を有する農作地に分割さるゝを要す』とある。さればこの法律も前の小教區地の賣却に關する法律と同一主旨のものであつて、死手の所有に屬する土地を小農地に區分賣却して農民を扶植しその耕作利用を十分ならしめんとするものである。即ち自作農主義の普及を圖らんとするものたるに外ならぬ。従てそは小耕作地たるを要する乍らも、之を以て一家族を養ふに足るものなるを標準とし、法律は第二條第二項に更に『該地所を面積の異なる部分に分くることは或場合には農務大臣の許可を以て之を行ふを得るも建物の建築又は菜園の設定に用ふる場合を除く外如何なる部分も一ヘクタールを下るべからず既存の農業日傭人の所有せる地面が中等の土地七ヘクタールに相當する面積を超へざる時は彼等をして經營せしむるために右小分割地を讓渡するを得』

と規定したのである。

そして右の如き分割地の價格の決定は評價委員會をして之を行はしむるものであつて、其の土地が中位の面積を有する耕作地なりせば經驗ある買主が之に對して支拂ふであらう所の價格を參考として分割地の評價は行はれるのである。(第二條)

斯くて分割賣却せられたる土地に對しては、其取得者は法律の定むる範圍内に於て所有者に屬する凡ての權利を獲得することになつて居るが(第七條第一項)若し其地の現實の所有者が法定相續人以外の者に其の所有を移轉する意思を有する場合には、國家は最初の購入價格、又は工作物の價格即ち土地の擴張改良等の爲めに所有者が支出したる費用にして正當と認めらるゝもの、並びに所有者の勞力に依て爲されたる改良の價值等を算入せる工作物の價格に相當する價格を以て其の地所及其地内の工作物を優先購入する權利を有するものとせられた。(同條第二項)此の規定は自作農主義を維持し小農地を保存せんが爲めには、是非必要の規定たることを論を俟たぬ。

そして尙ほ法律は斯かる小農地の管理に關しては、(一)所有者が農業又は菜園栽培に用ゆべき適當なる資本及器具を設備すべきこと、(二)農作に必要な建物を完全なる状態に在らしむべきこと、(三)苗床の破壊、粘土石灰等の採掘の如く土地の生産力を害する作業を企つる權利なきこと等を命令的に又制限的に規定して居るのである。(第八條)⁷⁾

7) 條文はやはり同書第二卷所載のものに據る

要するに此の公有地賣却に關する法律は、一般的なる自作小農地の設定に關する事業を規定する法律に則り、たゞ公有地の分割處分により之を小農地として維持管理せしむべき方法に就いて規定したるものであつて、法文は簡單であるが、其の精神は一般小農地法の精神とする所に準應すべきものである。そして此の法律が小教區所有地の分割賣却に關する法律と相待つて、一般小農地法の補充として、自作小農地の普及の爲めに有用の働を爲すべきは、略易き所である。そして斯かる公有地や教會所有地やの分割賣却が都合よく行はれ、其所に自作的な小農が扶植されて、事業着々成功するに於ては、そがよき實例となり模範となつて、私有地の上に於ける小農地設定事業も大いに進捗するに至るべきことも、容易に想像され得る所なりとする。

最後に同じく一九一九年に公布されたる封土世襲領及信託世襲地を自由地に移す法律も、やはり小農地設定の目的に資せんが爲めに設けられたものである。之に關する詳しき説明は茲にその必要を見ないから、たゞ其の法律の目的とする所を示す條文だけを窺ふことにする。即ちその第一條の規定は『封土世襲領又は信託世襲地及此等に附帶する動産並びに財産資本又は貴族世襲地權に屬する舊財産に代る資本の各占有者は此等の財産が尙信託世襲地たる性質を保有する限り若し其地が直系卑屬相續權附るときは其の價格の二割五分、其他の土地なるときには其の價格の二割を國庫に支拂ひ、又は土地の三分一を國庫に提供して、此等の財産を自由地と爲す權利を取

得す』となつて居り、更にその第二項に於て『此土地又は其の等價物は公有地賣却法の規定に従ひ小農園設定の目的に使用せらるゝことを要す』と限定して居るのである。⁸⁾

即ち此の法律は、貴族にして大地主たる者多き歐洲に在る國柄のごとて、丁抹に於ても斯かる貴族領大農地をば、從來封建主義的に世襲領地として居たのを緩めて、その一部分を自由地たらしめ、之を自由地たらしめて然かも之を分割して小農地たらしめその設定の事業に向はしめんとする企として公布せらるゝに至つたものである。小農地設定のために已に公有地を分割賣却し又小教區地をも賣却するからには、かゝる世襲領地をも分割賣却せしむる道を開くは當然のことであつて、三者相並びて働くに依り、小農地設定事業は、益々廣く行はれ、一般私有地に於ける設定事業と相助けて、益々事業の普及を實現し得る次第である。丁抹が小農地設定事業の爲めに早くより力を用ひ、諸多の方面に注意を拂つて、間然する所なく事業の進行の道を開き與ふるに努めつゝあることは、之を以ても窺ひ得らるゝ次第なりとする。そして元來小農主義的な同國に在つては、此種の事業は、甚だふさはしい事業たるを失はず、同國の誇たる彼の産業組合の普及發達と相俟つて、事業よく進行するを得ば、同國の農業状態は益々堅實なものとなり得る筈と信せられて居る。

8) 同上